

身体障害者旅客運賃割引規程 2024年3月5日改正 新旧対照表

近江鉄道株式会社

新		旧	
第2条	(身体障害者) 第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳(自治体により発行されたカード様式のものを含む)の交付を受けている者、若しくはスマートフォン用アプリケーション等で身体障害者手帳と紐づいた電磁的記録を所持する者で、次のいずれかに該当する者をいう。	第2条	(身体障害者) 第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳(自治体により発行されたカード様式のもの、スマートフォン用アプリケーション等電磁的記録によるものを含む。以下同じ)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者をいう。
第3条	(介護者) 第3条 身体障害者が第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、別に定める場合を除き身体障害者1人に対して1人の介護者を付けることができる。 2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間および通用期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。	第3条	(介護者) 第3条 身体障害者が第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、別に定める場合を除き身体障害者1人に対して1人の介護者を付けることができる。 2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。
第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 身体障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する (2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する (3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する	第4条	(割引乗車券の種類) 第4条 身体障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。 (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する (2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する (3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
第5条	(取扱区間) 第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。	第5条	(取扱区間) 第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが101キロメートル以上の区間に限る。
第6条	(割引率) 第6条 身体障害者および介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引きをしない。	第6条	(割引率) 第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引きをしない。
第6条	2 連絡乗車券における割引きの計算方法は、「連絡運輸取扱規程」による。	第6条	<新設>
第9条	第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについてともに行う場合でなければ取扱いをしない。 2 削除 3 削除	第9条	第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについてともに行う場合でなければ取扱いをしない。 2 既に購入した介護付用乗車券を1名のみ乗車に使用する場合は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券をともに所持していれば乗車できる。ただし、は数計算により正規運賃額に不足を生じた場合は、その不足額を収受するものとする。 3 前項の場合であって、片道の乗車距離が101キロメートル以上のときは、介護者用の乗車券を払い戻したうえ、券面に○身の表示を施すことで身体障害者単独で使うことができる。